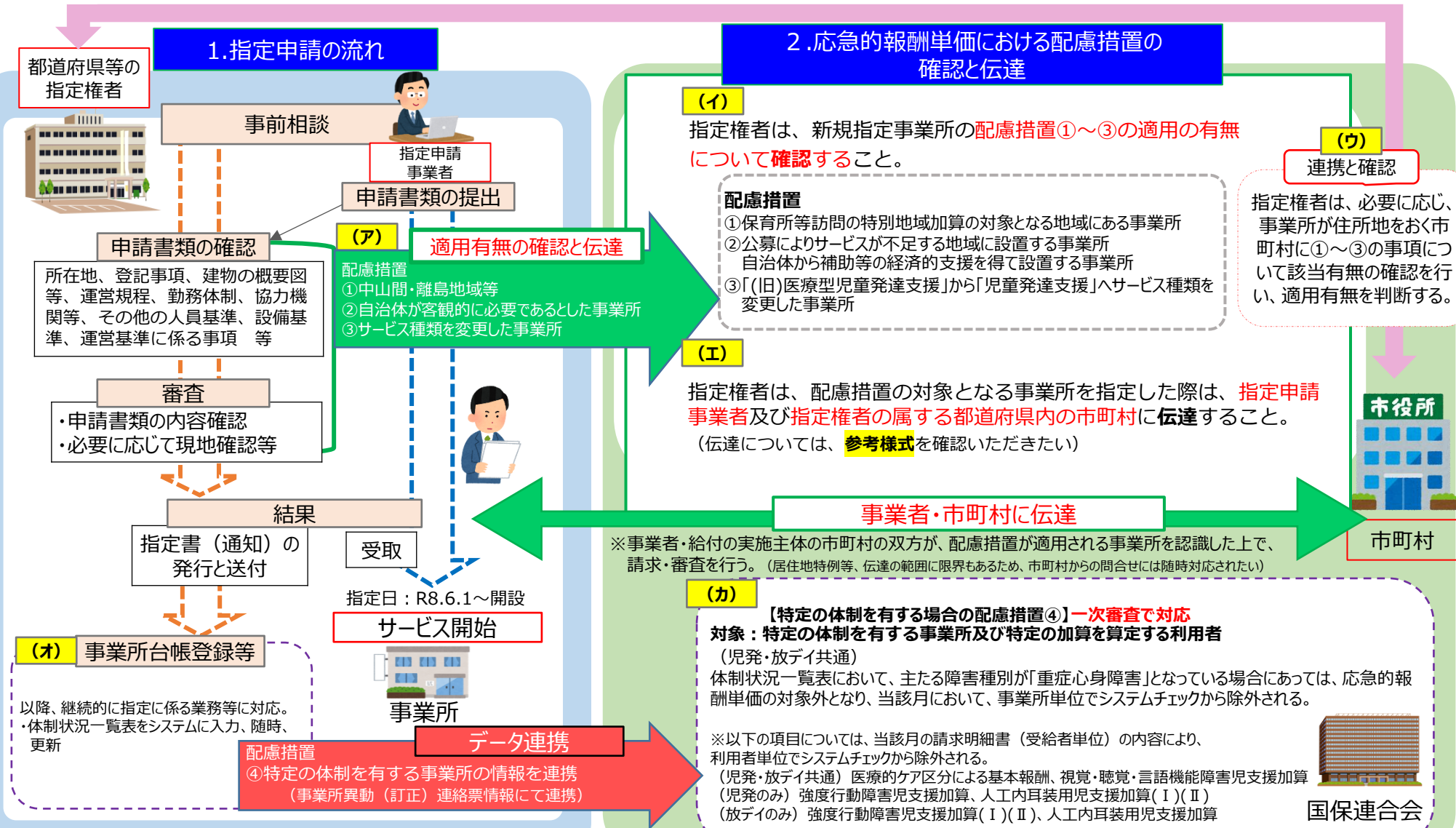


応急的報酬単価の配慮措置適用に係る指定申請時の確認と伝達手順について(障害児通所支援)

指定申請時には、以下の **(ア)** ~ **(カ)** の手順を確認した上で、応急的報酬単価の配慮措置について運用されたい。



※上図は概略した例図であり、指定に係る手順の全てを記載しているものではありません。

応急的報酬単価と配慮措置の請求時の審査手順について(障害児通所支援)

R8.6.1～開設



1.データ送付

4.必要に応じて、請求の再提出を求める

国保連合会



台帳情報

事業所台帳

サービスコード表

請求明細書等

事業所番号 : 9999999999
 受給者証番号 : 9999999999
 サービス種類 : 61 (児童発達支援)
 ◇◇◇減算 未算定

突合

一次審査にて、①を満たしていない場合、エラー情報もあわせて連携される。

データ連携

市町村

請求明細書等

事業所番号 : 9999999999
 受給者証番号 : 9999999999
 サービス種類 : 61 (児童発達支援)
 ◇◇◇減算 未算定

警告

3.二次審査

「警告」が表示された請求について、以下①～③に該当するか審査する。該当する場合にあっては、「警告」が表示されていても、請求に誤りはない。という審査結果になる。

①	請求事業所が、離島・中山間地域等にある場合 →当該事業所の所在地が、特別地域加算に規定する「子ども家庭庁長官が定める地域」に該当するか
②	請求事業所が、自治体において客観的に必要であるものとして設置された場合 →当該事業所が、自治体の公募により設置された、又は自治体から経済的支援を得て設置された等に該当するか
③	「(旧)医療型児童発達支援」から「児童発達支援」へサービス種類を変更した事業所である場合

(補足)

二次審査は、居住地特例等をはじめとする他の市町村に所在地をおく事業所からの請求への対応も必要である。その場合、支給決定等及び給付の実施主体となる(居住地)市町村は、二次審査において「警告」が表示された場合は、指定権者等に、必要に応じ、3の①～③に係る項目について、照会を行った上で、審査を行うこと。また、請求事業所の指定権者等は、照会を受けた場合には、当該事業所について、3の①～③に係る項目に該当する事業所であるか、情報提供等を行うこと。

都道府県等の指定権者



情報提供

必要に応じ、請求事業所が3の①～③に該当する事業所か、指定権者に照会

※①～③のエラーが出た場合、指定権者は以下の対応を行う

請求事業所が、3の①～③に該当するかを確認し、市町村に伝える。

2.一次審査

【システムチェック項目】

- ① 「事業開始年月日」が令和8年6月1日以降の事業所の場合、当該事業所の請求情報において、減算用のサービスコードが含まれているか。

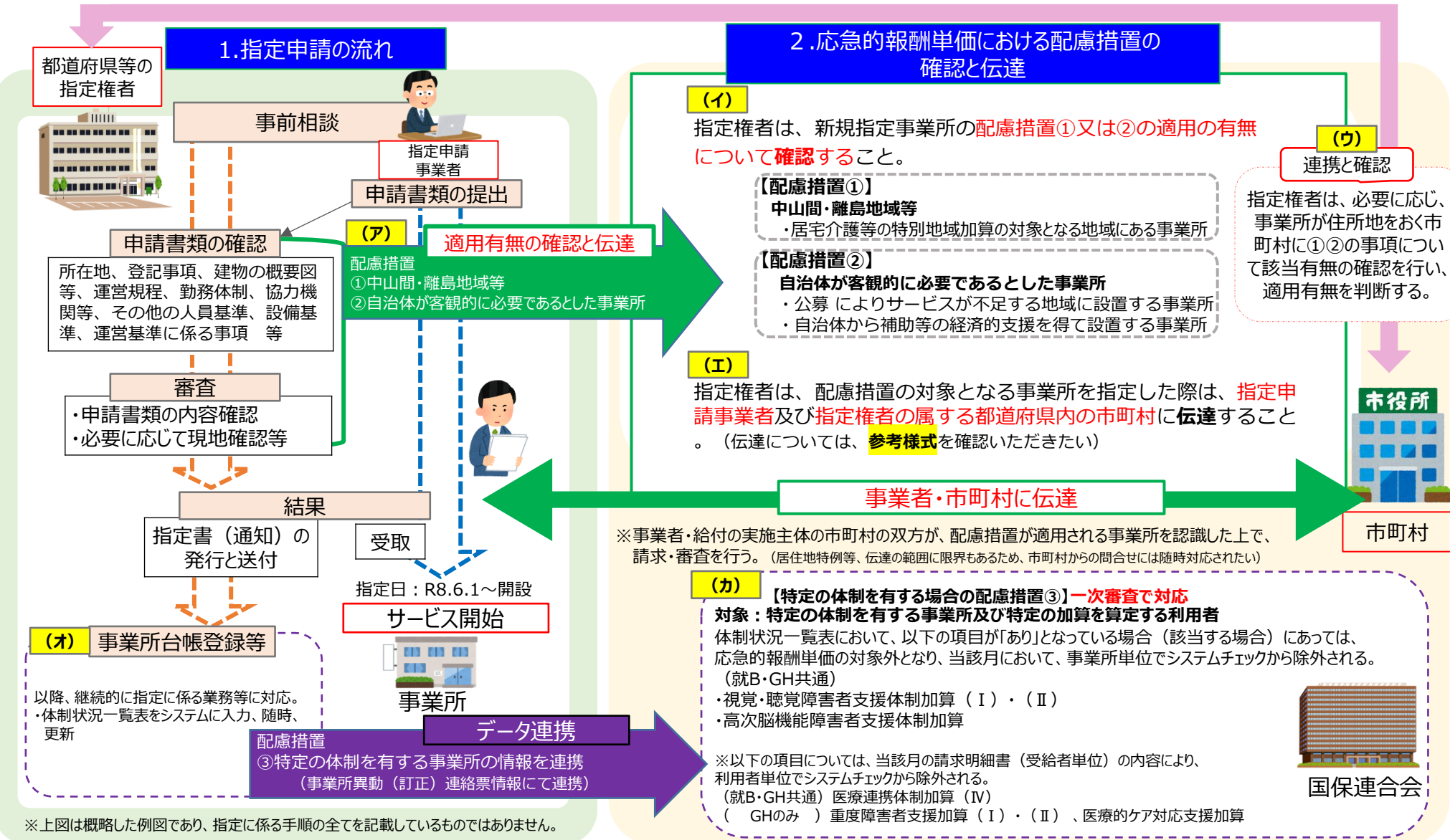
(補足)

以下に該当する場合は、**応急的報酬単価の対象外**となり、当該月において、**システムチェックから除外**される。

- 事業所台帳(事業所単位)で、体制状況一覧表の主たる障害種別が「重症心身障害」となっている場合
 - 請求明細書(受給者単位)で、特定の加算(※)が算定されている利用者
- ※(児発・放デイ共通) 医療的ケア区分による基本報酬、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算(児発のみ) 強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(I)(II) (放デイのみ) 強度行動障害児支援加算(I)(II)、人工内耳装用児支援加算

応急的報酬単価の配慮措置適用に係る指定申請時の確認と伝達手順について(障害福祉サービス)

指定申請時には、以下の **(ア)** ~ **(カ)** の手順を確認した上で、応急的報酬単価の配慮措置について運用されたい。



※上図は概略した例図であり、指定に係る手順の全てを記載しているものではありません。

応急的報酬単価と配慮措置の請求時の審査手順について(障害福祉サービス)

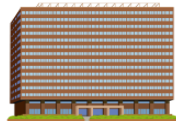
R8.6.1～開設



1.データ送付

4.必要に応じて、請求の再提出を求める

国保連合会



台帳情報

事業所台帳

サービスコード表

請求明細書等

事業所番号 : 9999999999
 受給者証番号 : 9999999999
 サービス種類 : 33 (共同生活援助)
 ◇◇◇減算 未算定

突合

データ連携

市町村



請求明細書等

事業所番号 : 9999999999
 受給者証番号 : 9999999999
 サービス種類 : 33 (共同生活援助)
 ◇◇◇減算 未算定

警告

3.二次審査

「警告」が表示された請求について、以下①②に該当するか審査する。該当する場合にあっては、「警告」が表示されていても、請求に誤りはない。という審査結果になる。

- | | |
|---|---|
| | 請求事業所が、離島・中山間地域等にある場合 |
| ① | →当該事業所の所在地が、特別地域加算に規定する「こども家庭庁及び厚生労働大臣が定める地域」に該当するか |
| | 請求事業所が、自治体において客観的に必要であるものとして設置された場合 |
| ② | →当該事業所が、自治体の公募により設置された、又は自治体から経済的支援を得て設置された等に該当するか |

(補足)

3の①及び3の②の審査は、居住地特例等をはじめとする他の市町村に所在地をおく事業所からの請求への対応も必要である。その場合、支給決定等及び給付の実施主体となる(居住地)市町村は、二次審査において「警告」が表示された場合は、指定権者等に、必要に応じて、3の①及び3の②に係る項目について、照会を行った上で、審査を行うこと。また、請求事業所の指定権者等は、照会を受けた場合には、当該事業所について、3の①及び3の②に係る項目に該当する事業所であるか、情報提供等を行うこと。

都道府県等の指定権者



必要に応じ、請求事業所が3の①及び3の②に該当する事業所か、指定権者に照会

情報提供

※①②のエラーが出た場合、指定権者は以下の対応を行う

請求事業所が、3の①、又は3の②に該当するかを確認し、市町村に伝える。

2.一次審査

【システムチェック項目】

- ① 「事業開始年月日」が令和8年6月1日以降の事業所の場合、当該事業所の請求情報において、減算用のサービスコードが含まれているか。

(補足)

以下に該当する場合は、**応急的報酬単価の対象外**となり、当該月において、**システムチェックから除外**される。

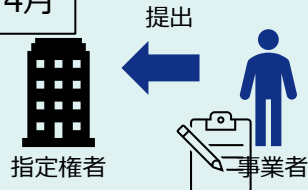
- 事業所台帳(事業所単位)で、特定の加算の届出項目(※1)が「あり」となっている場合
 ※1. 視覚・聴覚障害者支援体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算
- 請求明細書(受給者単位)で、特定の加算(※2)が算定されている利用者
 ※2. (就B・GH共通)医療連携体制加算(Ⅳ)
 (GHのみ)重度障害者支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算

一次審査にて、①を満たしていない場合、エラー情報もあわせて連携される。

就労移行支援体制加算の見直し（イメージ）

令和8年度

4月



就労継続支援A型事業所等は、

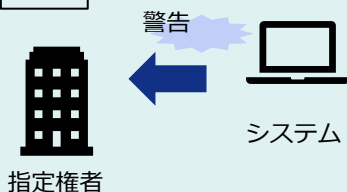
「就労移行支援体制加算に関する届出書」を提出してください。



指定権者は、事業所から提出された届出書に基づき、事業所台帳に登録してください。

（令和8年4月以降、就労定着者は**事業所の前年度9月末時点の利用定員数が上限**となります。市町村が令和8年6月以降、国保連システムの警告等を活用し、確認します。）

6月



令和8年6月以降、国保連システムにおいて、就労移行支援体制加算が当該サービスの最低定員数を上回る請求があった場合は、**市町村に対して警告**が出されます。

市町村は、警告が出た事業所について、**昨年9月末時点の定員数を確認**してください。

（当時の資料が残っていれば、その書類で確認します。当時の定員数が分かる書類が無い場合は、指定権者に照会してください。）

また、エラーとなった就労移行支援体制加算について、算定回数÷合計利用日数をするにより、**加算の算定に用いられている就労定着者数を確認**してください。

- ・加算の算定に用いられている就労定着者数が昨年9月末時点の定員を超えている場合は、
 - ・当該月の就労移行支援体制加算の請求を修正させてください。
 - ・令和8年4月・5月分も確認し、過大請求となっていれば、遡って返還させてください。
 - ・指定権者にも情報提供してください。

情報提供を受けた指定権者においては、

- ・体制届出・事業所台帳が誤っていれば、修正させてください。



就労移行支援体制加算の審査処理について



事業所

①データ送付

国保連合会

台帳情報

- 事業所台帳
- サービスコード表

請求明細書 等

事業所番号 : 9999999999
 受給者証番号 : 9999999999
 サービス種類 : 45 (就労継続支援A型)
 就労移行支援体制加算
 1,023単位×10回 10,230単位

突合

②一次審査

- ① 「加算算定に用いる就労定着者数」と「事業所台帳に記載されている就労定着者数」が一致しているか
→ 返戻対象となる。
- ② 「加算算定に用いる就労定着者数」が最低定員数（6人または10人）以下であるか
→ 警告が出される。
支給決定権者において支払対象とするか判断する。

一次審査にて、①・②のいずれかを満たしていない場合、エラー情報もあわせて連携される。

データ連携

支給決定権者
(市町村等)

④必要に応じて、請求の再提出を求める



③二次審査

エラー等が表示された請求について、以下を審査する

- ① 「加算算定に用いる就労定着者数」と「事業所台帳に記載されている就労定着者数」が一致していない場合
→ エラー（返戻対象）となるが、必要に応じて、事業所に対して一致させるよう修正を依頼する。
- ② (新) 「加算算定に用いる就労定着者数」が最低定員数（6人または10人）を超えている場合
→ 事業所の指定権者に「**当該事業所の昨年度9月末の定員数**」を確認し、「加算算定に用いる就労定着者数」（単位数÷所定単位数）が「**当該事業所の昨年度9月末の定員数**」を超えている場合は、事業所に対して、超えないよう修正を依頼する。
(所定単位数はサービスコードにより特定)

請求明細書 等

事業所番号 : 9999999999
 受給者証番号 : 9999999999
 サービス種類 : 45 (就労継続支援A型)
 就労移行支援体制加算
 1,023単位×10回 10,230単位

②警告

必要に応じて、事業所台帳の修正を依頼する

指定権者
(都道府県)



必要に応じて、「当該事業所の昨年度9月末の定員数」を指定権者に照会

情報提供

※②のエラーが出た場合、指定権者は以下の対応を行う

当該事業所の**昨年度9月末の定員数を確認し**、支給決定権者に伝える。
 ② (必要に応じて、事業所に対して、事業所台帳の就労定着者数の修正を依頼する)